

西都市消防団応援の店事業実施要領

平成28年1月12日
消防本部訓令第1号

(趣旨)

第1条 この要領は、西都市消防団員（以下「団員」という。）の確保、地域防災力の充実強化及び地域活性化を図ることを目的とし、団員及びその家族（以下「団員等」という。）に対して優遇サービスを提供する西都市消防団応援の店（以下「応援の店」という。）の登録等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(登録申請)

第2条 応援の店に登録しようとする本市内の店舗及び事業所（以下「店舗等」という。）は、消防長に対し西都市消防団応援の店登録申請書（様式第1号）を提出するものとする。

(登録及び表示証の交付)

第3条 消防長は、申請書が提出されたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、応援の店登録台帳（様式第2号）に登録するものとする。

2 消防長は、応援の店の登録を行ったときは、当該店舗等に表示証（様式第3号）を交付するものとする。

(表示証の表示)

第4条 応援の店は、次に掲げる場所等に表示証を表示するものとする。

(1) 表示証を交付された店舗等の見えやすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

2 応援の店は、表示証の寸法を同率に拡大又は縮小して表示することができる。

(利用証の提示)

第5条 団員は、応援の店から優遇サービスの提供を受けようとするときは、西都市消防団応援の店利用証（様式第4号。以下、「利用証」という。）を提示しなければならない。

(登録の変更等)

第6条 応援の店は、登録内容を変更し、又は当該登録を取り消そうとするときは、消防長に対し西都市消防団応援の店登録変更・取消届出（様式第5号）を提出しなければならない。

2 消防長は、前項に規定による届出があったときは、速やかに当該登録を変更し、又は抹消するものとする。

3 応援の店は、当該登録を取り消したときは、速やかに表示証を消防長へ返還しなければならない。

(登録の取り消し)

第7条 消防長は、次の各号のいずれかに該当するときは、応援の店の登録を取り消すことができる。この場合において、消防長は、当該店舗等に対し、応援の店の登録の取り消しの理由を文書で通知するものとする。

- (1) 店舗等が事業を廃止又は休止したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により応援の店の登録を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、応援の店としての表示が適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により当該登録を取り消された店舗等は、速やかに表示証を消防長へ返還しなければならない。

(遵守事項)

第8条 団員は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 利用証を不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡してはならない。
- (2) 応援の店が定める優遇サービス以外について、強要しないこと。

2 前項各号に掲げる事項に抵触した団員は、速やかに利用証を消防長へ返還しなければならない。

(公表)

第9条 消防長は、応援の店の名称、所在地、優遇サービスの内容その他の事項について、広報誌等により公表するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年7月11日から一部改正する。(様式第1号)

附 則(令和3年1月25日訓令第4号)

この要領は、令和3年1月25日から一部改正する。(様式第1号・様式第5号)

様式第1号（第2条関係）

西都市消防団応援の店登録申請書

年 月 日

西都市消防長様

名 称 _____

代表者氏名 _____

西都市消防団応援の店事業実施要領第2条の規定に基づき「西都市消防団応援の店」として登録し、次のとおり西都市消防団員とその家族に協力又はサービス等を提供することにより、西都市消防団を応援します。

1. 登録事業所

名 称		業 種	
所 在 地	西都市	電話	()
営 業 時 間 (定休日)	時 分 ~ 時 分 (定休日)	ホームページ (URL)	

※ 事業所名等は、省略することなく、正式に記入してください。

2. 優遇措置、期間等

優 遇 措 置 内 容	サービス等の内容	対 象 (対象者に☑を入れてください)		注 意 事 項 等	
		(1)団員のみ	<input type="checkbox"/>		
		(2)団員とその家族	<input type="checkbox"/>		
		(3)同伴者	<input type="checkbox"/>		
その他					

※ 優遇措置内容は、裏面「記入例」を参照して、詳しく記載してください。

※ その他の欄には、対象者、注意事項等があれば記載してください。

記入例

サービス等の内容	対 象	注意事項等
全品50円引き	団員1名につき、同伴者5名まで	他のサービス券等は、併用不可
購入金額の〇〇%割引	団員のみ	一部商品は除く
ランチ全品にドリンクをサービス	団員とその家族	ランチ以外は対象外
1,000円以上購入で〇〇%OFF	団員のみ	一日一回/一人に限る
ライス大盛り無料	団員を含む団体全員	お食事の方に限る
ワンゲーム無料	団員を含む団体全員	3ゲーム以上プレイした方に限る
店内ポイント2倍	会員である団員のみ	500円以上ご利用の方に限る
粗品進呈	団員1名につき、同伴者2名まで	お食事の方に限る
入校料金2割引き	団員のみ	特別コースの入校は除く
同伴者の入場料無料	団員1名につき、1名まで	8月1日～8月15日は除く
同額でワンランク上のサービス提供	団員のみ	10万円以上の契約に限る
入浴料金半額又は割引	団員を含む団体全員	土日、祝祭日は除く

様式第2号（第3条関係）

西都市消防団応援の店表示証登録台帳

〇〇年〇〇月〇〇日現在

No.	名称	住所	電話番号	優遇内容	提供期間	その他

様式第3号（第3条第2項関係）

消防団応援の店表示証



※A4サイズ

様式第4号（第5条関係）

消防団応援の店利用証（表）

No. 団本-01



消防団応援の店利用証

氏名 西都消太

発効日 平成〇〇年〇月〇日

上記の者は、西都市消防団員であることを証明する

西都市消防長

西都市
消防長
之印

※サイズ 84mm×54mm（運転免許証サイズ）

消防団応援の店利用証（裏）

【注意事項】

- 西都市消防団応援の店を利用する場合は、この利用証を提示して下さい。
- 事業所等から要求があった場合は、併せて運転免許証等の本人を確認できる書面を提示して下さい。
- このカードは、本人とその家族のみ有効です。この利用証を譲渡・貸与してはいけません。
- 退団された場合は、この利用証は返納して下さい。

この利用証を拾われた方は、下記までご連絡をお願いします。

西都市消防本部警防課消防団係
TEL (0983) 43-2466

様式第5号（第6条関係）

西都市消防団応援の店登録変更・取消申請書

年 月 日

西都市消防長様

名 称 _____

代表者氏名 _____

西都市消防団応援の店の登録（内容）を次のように変更・取消したいので届け出ます。

1. 事業所名等

名 称		
所 在 地	西都市	電話

2. 変更内容（変更の場合）

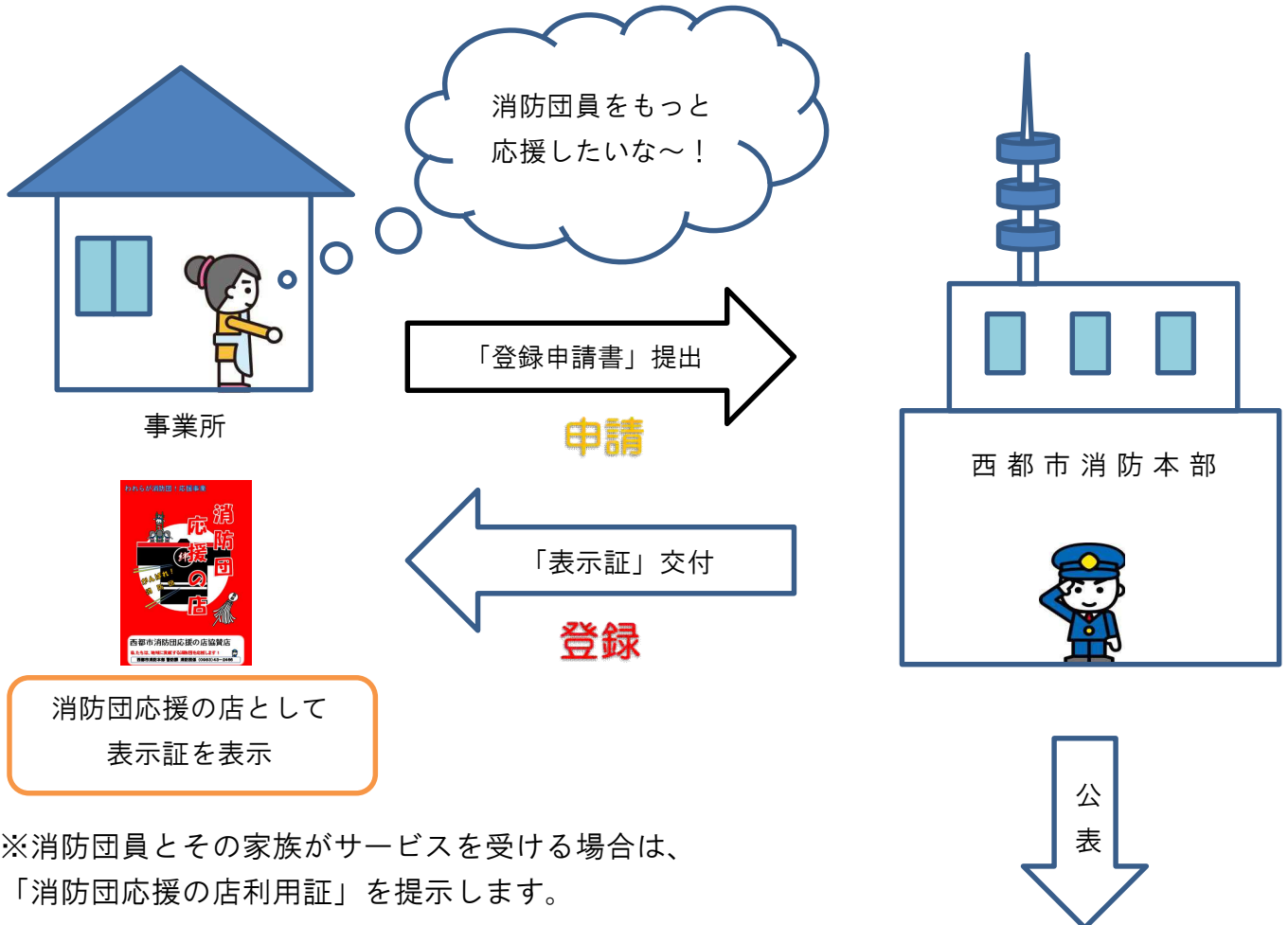
	変 更 前	変 更 後
優遇措置内容		
そ の 他		

3. 変更理由

4. 変更時期 年 月 日～

5. その他

西都市消防団員応援の店事業の手続き



西都市ホームページ
西都市発刊広報誌等に掲載!

消 防 団 員

がんばれ！消防団

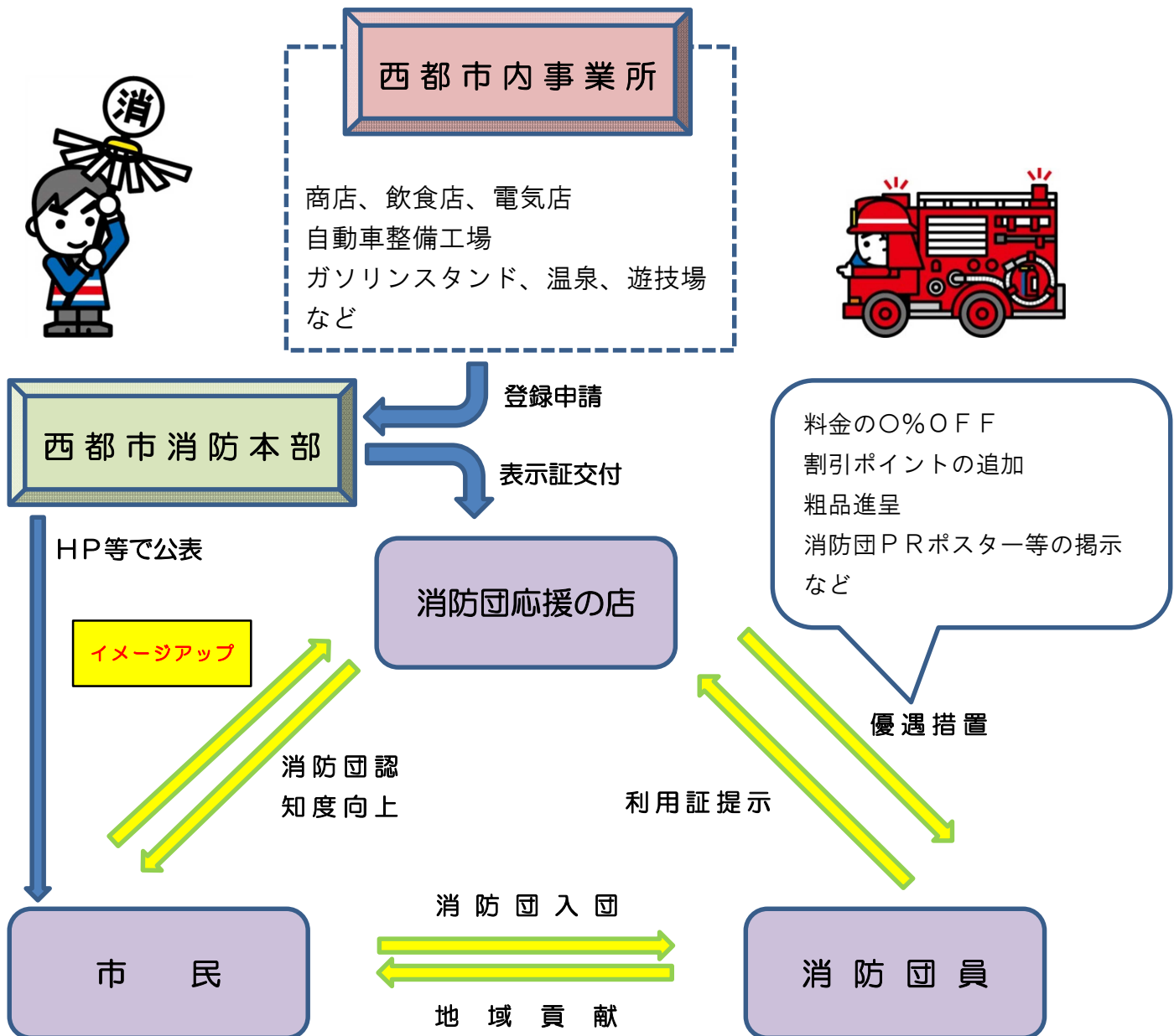
消防団応援の店を募集します！

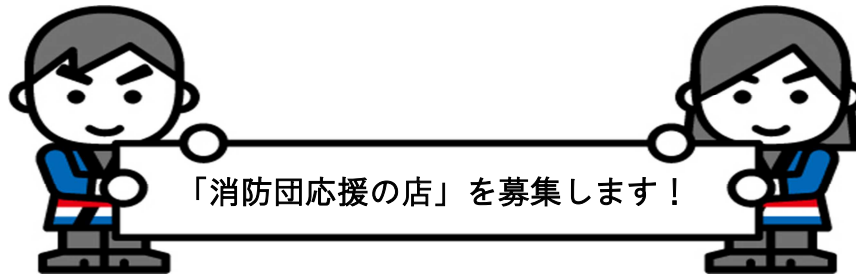
消防団は、火災、台風などの風水害、地震等の災害時に活動する、地域防災力の中核的存在です。消防団員は、「自分達のまちは自分達で守る。」との精神で、普段は自分の仕事に就きながら、いざ、災害が発生したら、仕事を投げ打って災害現場に駆けつけます。

しかし、近年では、少子高齢化の影響や、就業形態の変化などにより、消防団員は減少傾向にあります。西都市においても例外ではなく、条例定数を大きく割り込んでおり、地域防災力の維持のため、消防団員確保が喫緊の課題となっています。

そこで、西都市全体で消防団をサポートする体制を作り、災害に強いまちづくりをめざす「西都市消防団員応援事業」を開始します。

「消防団員応援事業」とは、西都市内の事業所の皆様に「西都市消防団応援の店」として登録していただき、消防団をいろいろな方法で応援（サポート）してもらうことで消防団員の確保と応援事業所のイメージアップを図り、地域と消防団を活性化させる取り組みです。





地域の要となる消防団を地域ぐるみで応援することで、消防団の活動しやすい環境をつくり、消防団員の確保など消防団の活性化を図るため、「西都市消防団応援の店」に登録して消防団を応援しませんか！？

消防団の現状

消防団は、火災、台風などの風水害、地震等の災害時に活動する、地域防災力の中核的存在です。消防団員は、「自分達のまちは自分達で守る。」との精神で、普段は自分の仕事に就きながら、いざ、災害が発生したら、仕事を投げ打って災害現場に駆けつけます。

しかし、近年では、少子高齢化の影響や、就業形態の変化などにより、消防団員は減少傾向にあります。西都市においても例外ではなく、条例定数を大きく割り込んでおり、地域防災力の維持のため、消防団員確保が喫緊の課題となっています。

西都市消防団員応援事業とは？

「消防団員応援事業」とは、西都市内の事業所の皆様に「西都市消防団応援の店」として登録していただき、消防団をいろいろな方法で応援（サポート）してもらうことで消防団員の確保と協力事業所のイメージアップを図り、地域と消防団を活性化させる取り組みです。

応援（サポート）内容

西都市消防団員が、飲食や買い物をした際に、一定の優遇措置（サービス）をしていただきます。

○ 優遇措置の例

「料金の〇%OFF」「割引ポイントの追加」「粗品進呈」など

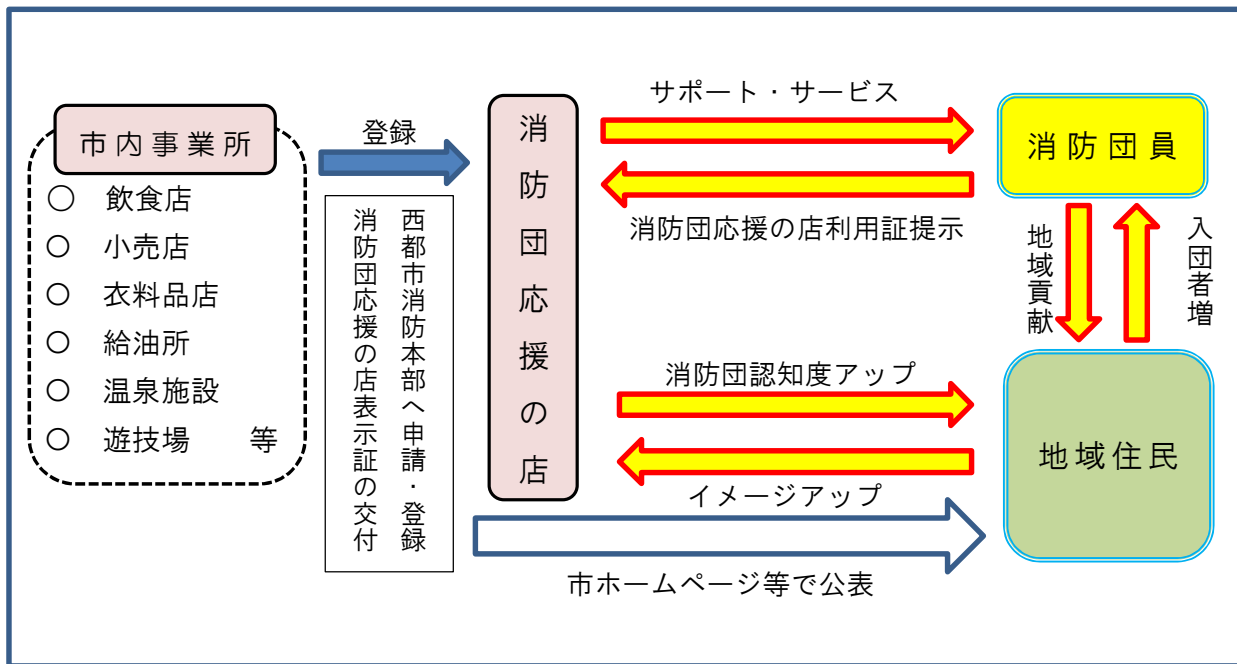
「消防団応援の店表示証」の掲示とあわせて「消防団PRポスター」等の掲示もお願いします。

（お問い合わせ）

西都市消防本部警防課消防団係

消防団応援事業のイメージ図

地域全体で消防団を応援



1. 消防団員への一定の優遇内容を決め、登録申請書を西都市消防本部へ提出します。
2. 消防本部から「消防団応援の店表示証」を交付します。
3. サポート事業所（店舗）へ「消防団応援の店表示証」を掲示してください。
4. 消防団員がサポートを受ける際は「消防団応援の店利用証」を提示します。
5. 消防団員へのサポート（一定のサービス等）をお願いします。